

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

ページ

## 規 則

○肝炎治療に係る医療費用交付規則の一部を改正する規則

(疾病・感染症対策室)

一

## 告 示

○保安林の指定の解除の予定

(森林整備課)

一

○保安林の指定の解除

(同)

一

○保安林の指定施業要件の変更の予定

(同)

二

○道路の区域変更

(道路課)

二

## 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(契約課)

二

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(二件)

(森林整備課)

四

○開発行為に関する工事の完了(三件)

(建築宅地課)

五

## 収用委員会

○相川沢川十三浜二号事件公示送達

五

## 規 則

肝炎治療に係る医療費用交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年六月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十号

肝炎治療に係る医療費用交付規則の一部を改正する規則

肝炎治療に係る医療費用交付規則(平成二十年宮城県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

様式第三号(裏)中「「仙台市青葉区保健福祉センター 〒980-8701 仙台市青葉区上杉一丁目

5-1 (☎022-225-7211)」を

「「仙台市青葉区保健福祉センター 〒980-8701 仙台市青葉区上杉一丁目5-1 (☎022-225-7211)

「仙台市青葉区宮城総合支所 〒989-3125 仙台市青葉区下愛子字観音堂5 (☎022-392-2111)」

に「0223-22-2188」を「0223-22-2189」に、「〒983-0812 石巻市東中里一丁目4-32」を「〒986

-0861 石巻市純田字新沼田12-4-1」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、交付の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の肝炎治療に係る医療費用交付規則による様式で取扱い上著しく支障のないものについて

は、当分の間、改正後の肝炎治療に係る医療費用交付規則の規定によるものとみなす。

## 告 示

○宮城県告示第五百九十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成三十年六月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

気仙沼市波路上岩井崎二二三の二

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第五百九十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年六月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

本吉郡南三陸町志津川字権現八三の八、九二の四、九二の五

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第五百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成三十年六月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

加美郡加美町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

加美郡加美町（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年六月五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年六月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般県道

二 路線名 坂本古川線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	
大崎市古川字竹ノ内一五九番一地从先から 同市古川字本鹿島一六番一地从先まで		前	後
敷地の幅員 (メートル)	一一・五 一三・一	一一・五 一三・一	一一・〇 一〇・〇
敷地の延長 (メートル)	一、七七一・七	一、七七一・七	一、七七一・七

### 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成三十年六月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 プロジェクタ及びタブレット端末ほか 一式

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限 平成三十一年三月二十二日（金）

4 納入場所 宮城県教育庁教育企画室及び県立学校（四十九校）

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一一三三三五）へ平成三十年六月二十日（水）午後五時までに提出すること。

### 三 入札書の提出場所等

#### 1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八五七〇宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班（担当 鈴木 純子 電話〇二二一二一一三三三三）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成三十年六月二十日（水）まで2あて申し出ること。

#### 4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成三十年六月二十日（水）から平成三十年六月二十八日（木）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成三十年六月二十八日（木）午後五時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成三十年七月四日(水) 午前九時から平成三十年七月十二日(木) 午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成三十年七月十二日(木) 午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出するものとする。

ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

平成三十年七月十三日(金) 午前十時 宮城県行政庁舎二階第一入札室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十六号)第二号の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary  
1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Projectors, tablets and other items (1 set)

2 Deadline for Delivery : March 22, 2019 (Fri)

3 Place of Delivery : Education Planning Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture and 49 prefectural schools

4 Deadline for Bid : July 12, 2018 (Thu), 5 : 00 p.m.

5 Contact Person : Junko Suzuki, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. Tel.: 022-211-3333

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成三十年六月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 平成三十年度森林病害虫等防除「伐倒駆除(東部管内)」業務委託(単価契約)

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 農林水産部森林整備課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成三十年五月九日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 石巻地区森林組合 石巻市大瓜字棚橋下待井六十五番地の一

五 落札金額 二万五千五百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成三十年四月二十日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成三十年六月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 平成三十年度森林病害虫等防除「伐倒駆除(仙台管

内)業務委託(単価契約)

- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 農林水産部森林整備課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成三十年五月九日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 宮城中央森林組合 仙台市泉区市名坂字万吉前十九番地の一
- 五 落札金額 二万五千五百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成三十年四月二十日

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。  
平成三十年六月五日

- 一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称  
宮城県知事 村 井 嘉 浩  
名取市上余田字千刈田百六十四番一、百六十四番五、百六十四番六、百六十四番七、百七十三番、百七十六番、百七十八番、百七十九番一、百八十三番三、百八十四番、百六十四番一地先の道の一部、百六十四番五地先の水の一部  
仙台市宮城野区扇町五丁目十一番三号  
株式会社ススキ自販宮城
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。  
平成三十年六月五日

- 一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称  
宮城県知事 村 井 嘉 浩  
岩沼市押分字奥山二百二十六番一  
仙台市太白区向山三丁目十八番一―二百五号  
渡邊 伸也  
渡邊 さおり
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。  
平成三十年六月五日

- 一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称  
宮城県知事 村 井 嘉 浩  
亶理郡亶理町逢隈高屋字柴北百十番二、百十一番、百十二番、百十三番、百十四番、百十五番、百十六番、百二十四番の一部、百三十七番一、百三十八番一、百三十九番一、百四十番一、百四十二番一、百四十三番一、百十番二の地先の水の一部  
新潟県新潟市南区清水四千五百一番地一  
株式会社コメリ
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

### 収用委員会

○収用委員会告示第8号

相川沢川十三第2号事件について、土地収用法(昭和26年法律第219号)第66条第3項の規定により送達すべき次の書類は、当委員会事務局において保管してあるので、来局の上その交付を受けてください。  
平成30年6月5日  
宮城県収用委員会

- 1 送達すべき書類  
平成30年5月30日付け宮収号外通知文  
平成30年5月28日付け権利取得裁決書及び明渡裁決書
- 2 送達を受けるべき者  
館山松治郎 住所・常居所不明

ただし、判明した最終の住所「東京都荒川区西尾久二丁目14番16号」